

「キュービクル管理株式会社」から送付されている『ご連絡』について（令和4年11月14日）

総合電商から高圧受電設備（キュービクル）によって電力の供給を受けていた電力需要者の方に、令和4年11月上旬より、キュービクル管理株式会社（東京都中央区日本橋茅場町1-4-6木村実業第三ビル3階）から『ご連絡』という書面が送付されています。

『ご連絡』の内容は、キュービクルの所有者から「キュービクル管理株式会社」が委任を受けたので、電力需要者との間でキュービクルの使用料を（月額5万円程）とすることについて協議したいというものです。

しかしながら、当破産管財人の調査では、その書面の送付を受けた電力需給者が使用しているキュービクルのほとんどが、総合電商から多重譲渡されており、現段階でその所有者を確定することができないものです。『ご連絡』に所有者として表示されている者がキュービクルの所有権を有する、と判断できる状況ではありません。即ち、最終的には、裁判により確定するものと当破産管財人において判断しております。

つきましては、『ご連絡』に対する回答、返信、電話またはメール、協議、契約等を行うことについては、十分にご注意をお願いします。

以上